

岡山県笠岡市立神内小学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月 策定

いじめに関する現状と課題

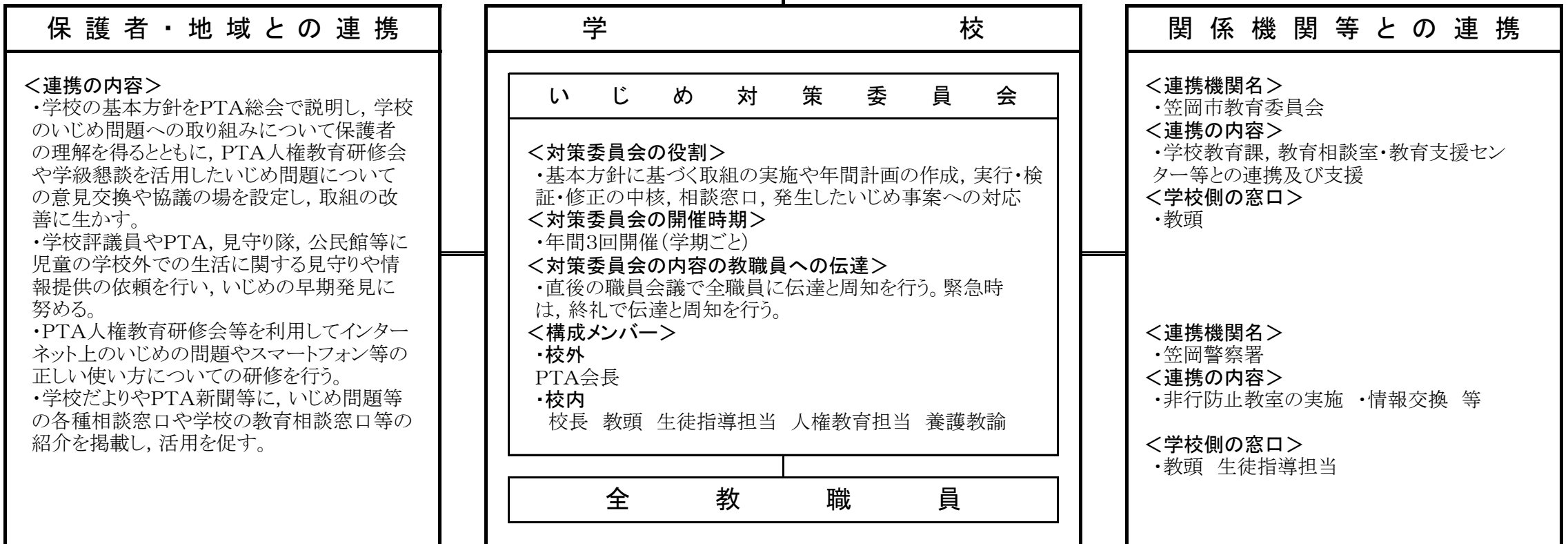
・本校の児童は、明るく素直で落ち着いた学校生活を送ることができている。また、異学年との温かいつながりもできている。また、本校のいじめの認知件数は、ここ数年はほとんどない。しかし、人権に対する意識や知識が少なく、心ない言動をとる児童がいたり、固定した人間関係の中で様々な問題を抱えている児童がいたりする。また、スマートフォンやパソコンによるSNSを行っている児童もあり、正しい使い方の指導も必要になっている。このような課題を踏まえ、本校教職員は、生徒指導委員会や職員会議、日々の終礼での情報交換や研修を通して児童の実態把握を行い、共通理解のもと個に応じた指導に努めている。保護者は学校教育に協力的で、児童間のトラブルに対して前向きに対応する保護者が多数である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた積極的な取組を推進するために、いじめ対策委員会では校長、教頭の指導のもと、生徒指導担当が中心となり全教職員でいじめ問題の解決のための取組を行う。
 ・児童に豊かな情操と道徳心、人権意識を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図る。
 ・いじめの早期発見のために学期ごとにアンケートを実施し、教育相談週間との連携を取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 ・授業や児童会活動を通じて、いじめの問題を自分たちの問題としてとらえ、自分たちで解決しようとする主体的な態度を養うとともに、いじめを許さない意識の高揚を図る。

<重点となる取組>

- ・「いじめについて考える週間」において、授業や児童会活動等を通して、いじめを許さず、自分たちで解決しようとする児童の意識の高揚を図る。(未然防止)
- ・教師は、教育相談やアンケート、観察等から児童の実態を把握し、定期的に情報交換の場を設け、共通理解のもと、全職員で積極的に指導を行う。(早期発見)



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、事例研修やSNSの現状や課題、カウンセリング等についての研修会を行う。 (児童会活動) ・あいさつ運動やいじめについて考える週間の取組を通して、児童が自発的に自分たちのトラブルは自分たちで解決しようとする態度を養うとともに、いじめを許さない意識の高揚を図る。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (地域と保護者との連携) ・地域の関係諸機関や団体等と定期的に情報交換を行い、校外の児童の様子について把握することに努める。また、懇談やPTAの会合等を通して、保護者との連携を密にし、いじめの防止に努める。
②	早期発見	(実態把握) ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、些細なことでも終礼で報告し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・懇談においていじめに対する啓発を行ったり、学校だよりやPTA新聞等がいじめ問題の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介をしたりする。
③	いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。